

更別村告示第26号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5、同令第167条の11及び更別村財務規則（昭和40年規則第1号）第124条の規定により、令和2年度において更別村が発注する建設工事の契約に係る指名競争入札に参加する建設工事共同企業体のうち経常建設工事共同企業体に必要な資格、申請の時期及び方法等を次のように定める。

令和2年4月21日

更別村長 西 山 猛

1 経常建設工事共同企業体の資格要件

共同請負工事の入札に参加することのできる経常建設工事共同企業体は、更別村の令和2年度建設工事格付名簿に登載されている登録業者で、次に掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) 請負方式は、共同施工方式とする。
- (2) 構成員の数は、2ないし3社程度とする。
- (3) 構成員の組合せは、同一の等級又は、直近の等級に認定された有資格業者とする。
- (4) 1建設業者が、経常建設共同企業体を結成し登録できる数は、3までとする。
- (5) その他、工事の事項は、「建設工事共同企業体の運用基準及びその取扱(平成7年4月1日制定)」によるものとする。

2 経常建設工事共同企業体の申請方法

更別村が指定する次の書類を持参提出することにより行うものとする。

- (1) 競争入札参加資格審査申請書・申込書
 - (2) 共同企業体協定書（副本）
 - (3) 委任状
 - (4) 経営事項審査結果通知書（写）（最新のもの）
- 各様式については、更別村ホームページより取得すること。

3 共同請負工事の種類

(1) 建築主体工事

(入札参加資格区分：建築一式工事 Aランク1,200点以上)

4 協定の期間

結成の日から令和3年3月31日までとする。

5 申請の時期

令和2年4月21日から令和2年4月30日までとする。

6 受付場所

更別村役場 総務課 (財政契約係)